

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」については、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

令和 3 年 5 月に同法は改正され（令和 3 年法律第 56 号）、同改正法は、令和 6 年 4 月に施行されました。

※改正後の取扱い	行政機関等	事業者等
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮※の提供	義務	努力→義務

詳しくは、内閣府ホームページ「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」をご覧ください。



(2) 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律

「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」とは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービス等の提供業務を創設する等の措置を講じた法律です。

この法律に基づき、令和 3 年 7 月から『電話リレーサービス』が、令和 7 年 1 月から『文字表示電話サービス「ヨメテル」』が開始となりました。

詳しくは、公式サイトをご覧ください。（一部、負担料金発生あり。）

種類	制度内容	公式サイト
電話リレーサービス	聴覚や発話に困難がある方と聞こえる方を、通訳オペレーターが手話・文字と音声とを通訳することにより、24 時間 365 日、電話で双方向につなぐサービスです。	
ヨメテル	通話相手の声をリアルタイムで文字にする電話アプリです。最新の AI（自動音声認識）、または文字入力オペレーターにより、通話相手の声をリアルタイムで文字にして、伝えます。	

(3) 手話に関する施策の推進に関する法律

「手話に関する施策の推進に関する法律」が令和7年6月25日に公布、施行されました。

この法律では、手話を使う方にとって日常生活、社会生活を営む上で、言語その他の重要な「意思疎通のための手段である」としています。あわせて、国や地方公共団体は、手話の習得、使用や手話文化の保存、継承、発展、国民の理解と関心の増進のために取り組むこととされています。

これまでも、雲仙市では、平成31年4月に「雲仙市手話言語条例」を施行し、手話施策の推進、手話言語の普及などに取り組んできました。

今後も、手話に対する理解を、より深めるための啓発などに努めていきます。

(主な事業)

- ①手話通訳者設置事業（相談対応、訪問、通訳など）
- ②意思疎通支援事業…P48
- ③手話奉仕員養成事業
- ④理解促進事業（手話出前講座）
- ⑤啓発資料の配付（パンフレット・ハンドブック）
- ⑥広報活動

（耳の日展示会、9月23日「手話言語の国際デー」のライトアップ、イラストによる周知、手話奉仕員研修会の開催 など）

	
⑤パンフレット及びハンドブック 公共機関窓口設置及び 出前講座などで配付	⑥やってみよう！～ワンポイント手話 イラストによる広報（R元年7月～） （現在は、雲仙市社会福祉協議会 発行広報紙へ掲載を移行）